

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部用地課取得推進係
内線番号	5236

No.	項目	内容
①	処分名	事業の認定
②	法令名	土地収用法
③	法令番号	昭和26年法律第219号
④	根拠条項	第16条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>1 事業が土地収用法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。 2 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。 3 事業が公益性を有すること。 4 収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。 5 当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府土地収用事業認定審議会(申請書を受理した日から3か月以内)
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請書を受理した日から3か月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請書を受理した日から3か月以内
⑫	問合せ	用地課取得推進係(電話075-414-5236)
⑬	備考	